

宇陀市介護老人保健施設さんとおあ榊原
通所(介護予防通所)リハビリテーション利用要綱

(要綱の目的)

第1条 宇陀市介護老人保健施設さんとおあ榊原(以下「当施設」という)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態)と認定された利用者(以下「利用者」という)に対し、宇陀市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例、規程並びに介護保険法令に基づき、利用者が有する能力に応じその自立した日常生活を営む事ができるように、一定の期間、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を提供し、一方、利用者と利用者の身元引受人又は保証人(以下「身元引受人等」という)は、当施設に対し、そのサービスに対する利用料を支払うことについて取り決めることを目的とします。

(適用期間)

第2条 本要綱は、利用者が「宇陀市介護老人保健施設さんとおあ榊入所・通所利用同意書」を当施設に提出した月から効力を有します。但し、身元引受人等に変更があつた場合は、新たな同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、前項に定める事項の他、本要綱、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書をもって、繰り返し当施設を利用できるものとします。但し、改定が行われた場合は、新たな本要綱等に基づく同意書等を提出していただきます。

(身元引受人等)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人等を立てます。但し、利用者が身元引受人等を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

(1) 行為能力者(民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること

(2) 弁済をする資力を有すること

2 身元引受人等は、利用者が本要綱上当施設に対して負担する一切の債務を極度額30万円の範囲内で、利用者と連携して支払う責任を負います。

3 身元引受人等は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

(1) 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。

(2) 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の処置、又は、利用者が死亡した場合の遺体の引き取りをすること。但し、遺体の引き取りについて、身元引受人等と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人等が第1号各号の要件を満たさない場合は、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対しては、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人等に対し、相当期間内にその身元引受人等に代わる新たな身元引受人

等を立てることを求めることができます。但し、第1項但し書きの場合はこの限りではありません。

- 5 身元引受人等の請求があったときは、当施設は身元引受人等に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者及び身元引受人等は、当施設に対し、利用中止の意思を表明することにより、利用者の居宅サービス計画に関わらず、本要綱に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人等は速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同意とします）。

- 2 身元引受人等も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

- 3 利用者又は身元引受人等が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施期間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他にご利用いただいた費用を当施設にお支払いただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人等に対し、次の各号に掲げる場合には、本要綱に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

- (1) 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- (2) 利用者の居宅介護サービス（介護予防サービス）計画で利用時間を超える場合。
- (3) 利用者の病状、心身状態等著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断した場合。
- (4) 利用者及び身元引受人等が、本要綱に定める利用料金を督促したにもかかわらず2ヵ月滞納した場合。
- (5) 利用者及び身元引受人等が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷、ハラスメント行為、その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会行為を行った場合。
- (6) 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人等を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人等を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人等を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- (7) 天災、災害、施設設備の故障、その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合。

(営業日及び営業時間)

第6条 当施設の営業日及び営業時間は以下のとおりです。

(1) 年末年始を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とします。

(2) 営業日の午前8時30分から午後5時15分までを営業時間とします。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の送迎の地域は、宇陀市とします。

2 送迎は、片道が概ね30分以内の距離であり、車両が安全に通行できる環境にあることを条件とします。

(利用料金)

第8条 利用者及び身元引受人等は、連帯して、当施設に対し本要綱に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる合計額を支払う義務があります。

2 当施設は、利用者及び身元引受人等が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月月初めに発行し所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人等は連帯して、当施設に対し、当該合計額を当施設の指定する日までに支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人等から第1項に定める料金の支払いを受けたときは、利用者又は身元引受人等が指定する送付先に対して領収書を発行します。

(記録)

第9条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3 当施設は、身元引受人等が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人等に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当施設が身元引受人等に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人等以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを

得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う事があります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施するものとします。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとします。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備するものとします。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施するものとします。

(褥瘡対策等)

第11条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないように適切な介護に努めるとともに「褥瘡対策指針」を定め、その発生を防止するための体制を整備します。

(虐待の防止等)

第12条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施するものとします。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとします。

(2) 虐待防止のための指針を整備するものとします。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施するものとします。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置するものとします。

(職員の服務規律)

第13条 当施設職員は、介護保険関係法令および諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念するものとします。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意するものとします。

(1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇するものとします。

(2) 常に健康に留意し、明朗な態度をもって接遇するものとします。

(3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けるものとします。

2 当施設職員に対して、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うものとします。

(職員の質の確保)

第14条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保するものとします。

2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門

員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとします。

(衛生管理)

第15条 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行うものとします。

2 感染症が発生し、または、まん延しないように、感染症および食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備するものとします。

(1) 当施設における感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。

(2) 当施設における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備するものとします。

(3) 当施設において、従業者に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修並びに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するものとします。

(4) 「厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うものとします。

3 栄養士、管理栄養士、調理師等の厨房勤務者は、毎月1回、検便を行うこととします。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行うものとします。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第16条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために「事故発生の防止のための指針」を定め、事故発生の防止のための委員会および従業者に対する定期的な研修を実施するとともに、その担当者を設置し、介護・医療事故を防止するための体制を整備するものとします。

2 施設医師の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断した場合、併設医療機関、協力医療機関、または他の専門的機関での診療を依頼するものとします。

3 利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人等が指定する者に対し、速やかに連絡するものとします。

4 3 前2項のほか、当施設は利用者及び身元引受人等が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡するものとします。

(要望又は苦情等の申出)

第17条 利用者及び身元引受人等は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができます。また、文書にて所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

なお、次の相談口があります。

- ・宇陀市介護老人保健施設さんとおびあ榛原
宇陀市榛原萩原 801 番地の 1
電 話 0745-85-2525
ファックス 0745-82-2131
- ・宇陀市役所介護福祉課
宇陀市榛原下井足 17 番地の 3
電 話 0745-82-3675
ファックス 0745-82-7234
- ・宇陀市役所医療介護あんしんセンター
宇陀市榛原福地 28 番地の 1
電 話 0745-85-2500
ファックス 0745-85-2501
- ・奈良県国民健康保険団体連合会介護保険課
橿原市大久保町 320 番地の 1 奈良県市町村会館内
電 話 0120-21-6899
0744-29-8326
ファックス 0744-29-8322

(賠償責任)

第 18 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害賠償するものとし、当施設の過失によるもののほかは損害賠償できないものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人等は、連帯して当施設に対してその損害を賠償するものとします。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとします。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行うものとします。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

(その他運営に関する重要事項)

第 20 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員および居室の定員を超えて入所させないものとします。

2 運営要綱の概要、当施設職員の勤務体系、協力病院、利用者負担の額および苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示するものとします。

3 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場

において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確等の必要な措置を講じるものとし

- 4 介護保険施設サービスに関連する政省令および通知ならびに本要綱に定めのない、運営に関する重要事項については、宇陀市介護老人保健施設経営会議において定めるものとします。

《別紙 1》

宇陀市介護老人保健施設さんとおびあ榛原のご案内

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 宇陀市介護老人保健施設さんとおびあ榛原
- ・開設年月日 平成11年4月1日
- ・所在地 奈良県宇陀市榛原萩原801番地の1
- ・電話番号 0745(85)2525
- ファックス 0745(82)2131
- ・管理者名 施設長 越智祥隆
- ・介護保険事業所番号 介護老人保健施設(29506801887号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護老人保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻れることができるように支援すること、また利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整など、退所時の支援も行いますので、安心して退所していただけます。この目的に沿って当施設では、以下のような運営方針を定めていますのでご理解いただいた上でご利用ください。

【宇陀市介護老人保健施設さんとおびあ榛原の運営方針】

当施設では、「3S」をスローガンに地域のみなさまのお役に立ちたいと考えています。

- 施設内における「衣食住」の衛生管理を徹底し、ご利用者に安心してお過ごしいただける環境作りに励みます。（清潔）
- 明るくて元気で家庭的な雰囲気の中、ご利用者を精いっぱいお世話させていただきます。（晴朗）
- 利用者に真心を込めて接し、ご利用者の自立を支援し、1日も早い家庭復帰のお手伝いをします。（誠実）

また、当施設は、介護保険施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとします。

(3) 従業者の職種および員数

当施設の従業者の職種および員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによります。

・管理者	1 人
・医師	1 人以上
・薬剤師	0. 3 人以上
・看護職員	9 人以上
・介護職員	2 4 人以上
・支援相談員	1 人以上
・理学療法士	1 人以上
・作業療法士	1 人以上
・管理栄養士または栄養士	1 人以上
・介護支援専門員	2 人以上
・事務職員	2 人以上

(4) 従業者の職務内容

- ・管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行います。
- ・医師は、利用者の病状および心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。
- ・薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行います。
- ・看護職員は、医師の指導に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画および通所リハビリテーション計画に基づく看護を行います。
- ・介護職員は、利用者の施設サービス計画および通所リハビリテーション計画に基づく介護を行います。
- ・支援相談員は、利用者およびその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行います。
- ・理学療法士、作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。
- ・管理栄養士および栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行います。
- ・介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案を立てるとともに、要介護認定および要介護認定更新の申請手続きを行います。
- ・事務職員は、利用料金の請求業務などを行います。

(5) 定員等

- ・入所定員 1 0 0 名（うち認知症専門棟 3 0 名）
療養室 個室－8 室 2 人部屋－4 室 4 人室－2 1 室
- ・通所定員 2 5 名

2. サービスの内容

当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状および心身の状況に照らして行う適切な医療および医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理を行うものとします。

3. 協力医療機関等

当施設では、次の医療機関・歯科医院に協力いただいています。

・併設医療機関

名称 宇陀市立病院 (Tel 0745-82-0381)

住所 宇陀市榛原萩原815番地

・協力歯科医院1

名称 松田歯科医院 (Tel 0745-82-0395)

住所 宇陀市榛原萩原2681番地

・協力歯科医院2

名称 榛見が丘歯科クリニック (Tel 0745-82-8275)

住所 宇陀市榛原榛見が丘1丁目5-16番地

4. 施設利用にあたっての留意事項

・面会時間 平日 午前9時～午後8時まで

土、日曜日及び祭日 午前9時～午後5時まで

・外出・外泊 外出・外泊をご希望される場合は、事前にサービスステーションに申し出が必要となります。

・喫煙 宇陀市公共施設の敷地内では、全面禁煙となっております。

・外泊・外出時の施設外での受診

施設外で他の診療等をされる場合は、当施設の医師の許可が必要となりますので、看護職員にご相談ください。

・洗濯物

利用者の洗濯物をご家族様でお願いします。また入浴日の前日までに入浴の際の着替え等の準備もお願いします。なお、有料セットレンタル商品の取り扱いもございます。

5. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

6. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として、支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、所定の場所に備え付けの「ご意見箱」をご利用いただき、文書でお申し出いただくこともできます。

7. その他

金銭や貴重品及び危険物、ペットの持ち込みはご遠慮ください。施設についての詳細は、パンフレット等をご覧ください。

《別紙 2》

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)について

(令和 6 年 6 月 1 日現在)

1. 介護保険被保険者証の確認

お申し込みにあたり、利用者の介護保険被保険者証、介護保険負担割合証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)

通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつて要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供します。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を作成しますが、その際利用者、扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 通所リハビリテーションの基本サービス費

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。以下は 1 日あたりの自己負担分です。）

1 日につき	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1～2 時間未満	369 単位	398 単位	429 単位	458 単位	491 単位
2～3 時間未満	383 単位	439 単位	498 単位	555 単位	612 単位
3～4 時間未満	486 単位	565 単位	643 単位	743 単位	842 単位
4～5 時間未満	553 単位	642 単位	730 単位	844 単位	957 単位
5～6 時間未満	622 単位	738 単位	852 単位	987 単位	1120 単位
6～7 時間未満	715 単位	850 単位	981 単位	1137 単位	1290 単位
7～8 時間未満	762 単位	903 単位	1046 単位	1215 単位	1379 単位

② その他必要となる加算料金（対象者のみ）

退院時共同指導加算	退院時に病院と施設が共同指導した場合	600 単位	回
移行支援加算	通所介護等へ移行した場合	12 単位	日
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	介護福祉士の割合が一定数以上の場合	22 単位	回
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	介護福祉士の割合が一定数以上の場合	18 単位	回
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	介護福祉士の割合が一定数以上の場合	6 単位	回
理学療法士等体制強化加算	リハビリ職員を一定数配置した場合	30 単位	日

通所リハ提供体制加算 (3～4 時間未満)	リハビリ職員を一定数配置した場合	12 単位	日	
通所リハ提供体制加算 (4～5 時間未満)	リハビリ職員を一定数配置した場合	16 単位	日	
通所リハ提供体制加算 (5～6 時間未満)	リハビリ職員を一定数配置した場合	20 単位	日	
通所リハ提供体制加算 (6～7 時間未満)	リハビリ職員を一定数配置した場合	24 単位	日	
通所リハ提供体制加算 (7 時間～)	リハビリ職員を一定数配置した場合	28 単位	日	
入浴介助加算(Ⅰ)	観察を含む介助をした場合	40 単位	日	
入浴介助加算(Ⅱ)	(Ⅰ)を一定の有資格者が行った場合	60 単位	日	
リハビリテーションマネジメント加算 (イ)	要件を満たす場合に いずれかを算定	6 月以内	560 単位	月
リハビリテーションマネジメント加算 (ロ)		6 月超	240 単位	月
		6 月以内	593 単位	月
リハビリテーションマネジメント加算 (ハ)		6 月超	273 単位	月
		6 月以内	793 単位	月
		6 月超	473 単位	月
短期集中個別リハビリテーション 実施加算	3月以内の個別リハビリを集中的に実施した 場合	110 単位	日	
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	個別リハビリテーションを実施した場合	240 単位	日	
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	生活機能向上に資するリハビリを実施した 場合	1920 単位	月	
生活行為向上 リハビリテーション実施加算	生活行為向上のためのリハビリを実施した 場合	1250 単位	月	
若年性認知症利用者受入加 算	個別の担当者を定めた場合	60 単位	日	
栄養アセスメント加算	利用者ごとにアセスメントを実施した場合	50 単位	月	
栄養改善加算	栄養状態が改善した場合	200 単位	回	
口腔・栄養スクリーニング [*] 加算 (Ⅰ)	口腔機能の確認をした場合	20 単位	回	
口腔・栄養スクリーニング [*] 加算 (Ⅱ)	担当ケアマネに定期報告した場合	5 単位	回	
口腔機能向上加算(Ⅰ)	口腔機能向上をした場合	150 単位	回	
口腔機能向上加算(Ⅱ)イ	要件を満たす場合	155 単位	回	
口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ		160 単位	回	
重度療養管理加算	厚労省が定める医学的管理をした場合	100 単位	日	
中重度者ケア体制加算	要件を満たす場合	20 単位	日	
科学的介護推進体制加算	厚労省が定める情報を提出した場合	40 単位	月	

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	8.6%
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	8.3%
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	6.6%
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	5.3%
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	2.8～7.6%
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%

※宇陀市は7級地にあたるため地域区分加算(10.17 円)が全単位に加算されます。

※介護保険2割(3割)負担の方の金額は、1割負担の2倍(3倍)の金額となります。

(2) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金

① 施設利用料（要介護認定による要支援の程度により利用料が異なります。以下は1月あたりの自己負担分です。）

要支援 1	要支援 2	月
2268 単位	4228 単位	月

②その他必要となる加算料金（対象者のみ）

サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士の割合が一定数以上の場合にいずれかを算定	要支援 1	88 単位	月
		要支援 2	176 単位	月
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		要支援 1	72 単位	月
		要支援 2	144 単位	月
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		要支援 1	24 単位	月
		要支援 2	48 単位	月
生活行為向上リハビリテーション実施加算	生活行為向上のためのリハビリを実施した場合		562 単位	月
若年性認知症利用者受入加算	個別の担当者を定めた場合		240 単位	月
栄養アセスメント加算	利用者ごとにアセスメントを実施した場合		50 単位	月
栄養改善加算	栄養状態が改善した場合		200 単位	回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	口腔機能の確認をした場合		20 単位	回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	6 月毎に担当ケアマネへ報告した場合		5 単位	回
口腔機能向上加算(Ⅱ)	要件を満たす場合		160 単位	回
科学的介護推進体制加算	厚労省が定める情報を提出した場合		40 単位	月
一体的サービス提供加算	栄養改善と口腔機能向上サービスを実施した場合		480 単位	月
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			8.6%	
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			8.3%	
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			6.6%	
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			5.3%	
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)			2.8～7.6%	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			5%	

※宇陀市は7級地にあたるため、地域区分加算(10.17 円)が全単位に加算されます。

※介護保険2割(3割)負担の方の金額は、1割負担の2倍(3倍)の金額となります。

(3) その他の料金

① 食費 700円

② 理美容代 実費(別途料金表をご覧ください。)

③ その他 利用者が選定する特別な食事の費用(おやつ代)、日用品費、教養娯楽費等は、別途料金表をご覧ください。

※(介護予防)通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

(4) 支払い方法

- ・ 毎月月初めに、前月分の請求書を発行しますので、当施設が指定する日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ 支払い方法は、現金、銀行振込、銀行口座振替(南都銀行のみ)の方法があります。(振込手数料は利用者負担です。)

《別紙 3》

個人情報の利用目的

宇陀市介護老人保健施設さんとおびあ榛原では、利用者さまの個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っております。

疑問等がございましたら、事務局までお気軽におたずねください。

【施設内部での利用目的】

- ◆当施設が介護サービスの利用者さま等に提供するサービス
- ◆介護保険事務
- ◆介護サービスの利用者さまに係る当施設の管理運営業務のうち
 - ア 入退所等の管理
 - イ 会計・経理
 - ウ 事故等の報告
 - エ 当該利用者さまの介護・医療サービスの向上

【他の事業者等への情報提供を行う利用目的】

- ◆当施設が利用者さま等に提供する介護サービスのうち
 - ア 利用者さまに居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - イ 利用者さまの診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ウ 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - エ 家族さま等への心身の状況説明
- ◆介護保険事務のうち
 - ア 保険事務の委託
 - イ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ウ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - エ 損害賠償請求等に係る保険会社等への相談又は届出等

【その他の利用目的】

- ◆当施設の管理運営業務のうち
 - ア 介護・医療サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - イ 当施設において行われる学生の実習への協力
 - ウ 当施設において行われる事例研究
 - エ 外部監査機関への情報提供
- 上記のうち、他の介護保険施設及び医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨お申し出ください。
- お申し出ないものについては、同意していただけるものとして取り扱わせていただきます。
- これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等することが可能です。